

中部国際空港の設置及び管理に関する法律第3条第1項の基本計画

1 滑走路の数、方向、長さ、幅及び強度並びに着陸帯の幅

- (1) 数 滑走路の数は、2本とする。
- (2) 方向 滑走路の方向は、真方位N11°Wとする。
- (3) 長さ 滑走路の長さは、3,500メートル及び3,290メートルとする。
- (4) 幅 滑走路の幅は、60メートル及び45メートルとする。
- (5) 強度 滑走路は、荷重区分LA-1に耐える強度とする。
- (6) 着陸帯の幅 着陸帯の幅は、280メートル及び150メートルとする。

2 空港敷地の面積及び形状

- (1) 面積 空港敷地の面積は、470ヘクタール程度とする。
- (2) 形状 おおむね長方形とする。

3 航空保安施設の種類

航空保安施設の種類は、次のとおりとする。

- (1) 航空保安無線施設 ILSその他必要と認められる航空保安無線施設

- (2) 航空灯火

- イ) 飛行場灯火
 - a 飛行場灯台
 - b 誘導路灯
 - c 誘導路中心線灯
 - d 誘導案内灯
 - e 風向灯
 - f 進入灯
 - g 進入角指示灯
 - h 滑走路灯
 - i 滑走路末端灯
 - j 滑走路末端補助灯
 - k 滑走路末端識別灯
 - l 離陸待機警告灯
 - m 航空機接近警告灯
 - n 滑走路中心線灯
 - o 接地帯灯
 - p 過走帯灯
 - q その他必要と認められる飛行場灯火

- ロ) 航空障害灯

4 工事完成の予定期限

滑走路及びこれに対応する諸施設の工事は、令和9年度（西暦2027年度）を目途に完了する。

5 運用時間 航空機の離着陸に時間制限を設けないものとする。

6 その他必要な基本的事項

- (1) 空港の設置及び管理は、環境の保全等に配慮しつつ行うものとする。
- (2) 航空輸送需要の動向等に対応して、能力増強のための施設整備の必要性についての検討を行うものとする。